

久保・佐々木税理士法人

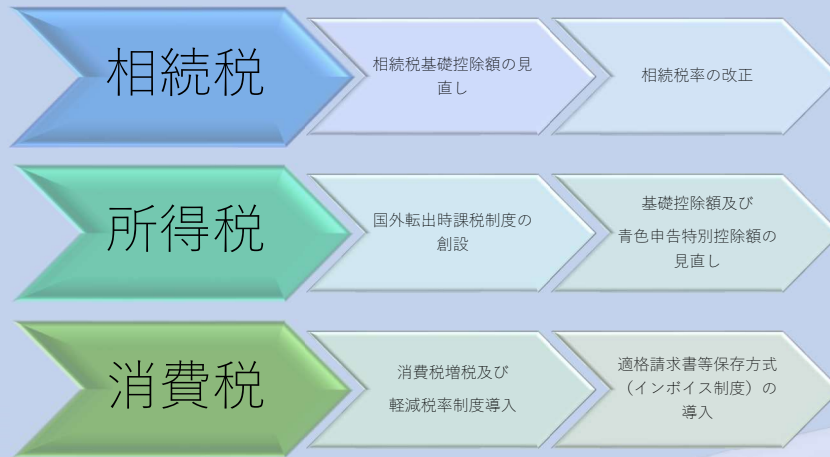




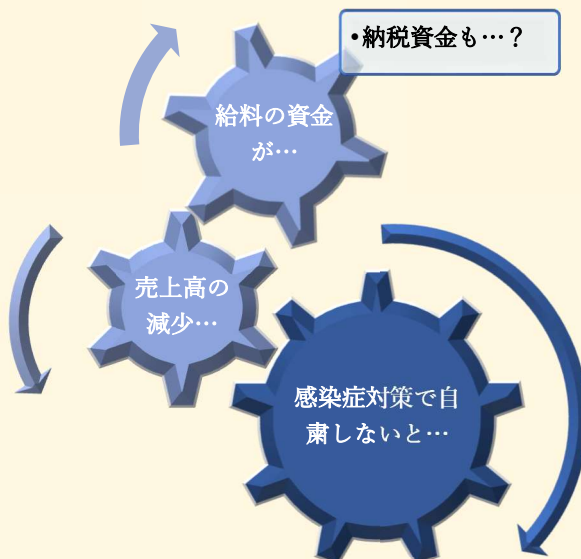
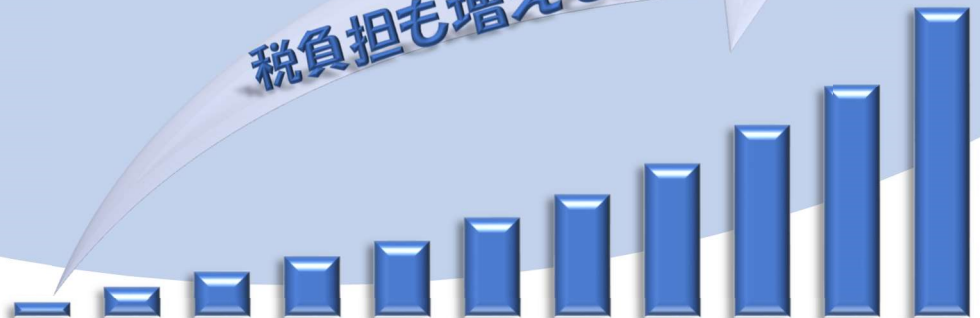
今後の税務はどうなる？

現在、税金の種類は約 50 種類存在しています。

その税金の取扱いを定めている税法は、税制改正によって毎年見直しが行われており、経営者の方々にも改正内容を理解し続け、対応を変化させることが強いられています。



税負担も増えていく!?



新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、政府・都道府県からの要請に基づき営業自粛や時短営業を余儀なくされ、経営者には厳しい状況が続いています。

自粛すれば収入が減少してしまい、支出のための資金確保も難しくなってしまいます。

経営者に求められる3つの分野の知識



経営者はコロナ禍であっても、事業を継続するためには経営のこと、人事のこと、そして税金のことを常に視野に入れて物事を判断し、最善の選択をしていかなければなりません。

“ 本業に専念したいのに… ”

その悩みを解決するために、その道のプロフェッショナルにお任せしませんか？

Professional

税理士

- 納税申告書の作成
- 記帳代行
- 税額控除制度の提案
- 減免となる税金の手続き

所得拡大促進税制の適用や
固定資産税の減免の申請手
続きなども!!

社会保険労務士

- 社会保険の書類の手続き
- 給与計算
- 就業規則作成
- 助成金のご提案、申請

両立支援等助成金や雇用調
整助成金の申請代行も!!

中小企業診断士

- 経営コンサルティング
- 経営計画の策定
- 補助金のご提案、申請

ものづくり補助金やIT導入
補助金の申請代行も!!

税理士が行っている申告書作成や社会保険労務士が行っている社会保険の手続きをそれぞれ業務としていることは皆さんもイメージしやすいところだと思いますが、“知らないと適用できない税制”や“知らないと手続きできない補助金・助成金の申請”も主たる業務としております。



令和2年については、持続化給付金、感染拡大防止協力金、家賃支援給付金など、中小企業者を支援する制度が多く創設されました。

では、令和3年は？

固定資産税の減免制度は決定されていますが、売上高の減少を補填するような制度は公表されていません。



久保・佐々木税理士法人は、毎月ご訪問させていただき会計の記帳代行、税務アドバイスをご提供することを基本としておりますが、お客様ごとのニーズに合わせてご対応させていただいております。

記帳代行

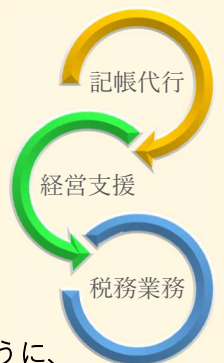
- 入力業務
- 確認業務
- 月次事後報告
- 納税額の予測
- 決算対策検討

経営支援

- 経営分析とその実践
- 給与計算
- 経理業務（自計化）支援
- 補助金関連業務

税務業務

- 各種申告書作成
- 消費税の検討
- 納税猶予の相談
- 株価の評価
- 相続対策プロジェクト



本業に専念できるように、気になることがございましたらまずは弊税理士法人までご連絡ください。

久保・佐々木税理士法人
 〒355-0072 埼玉県東松山市石橋 1639-3
 TEL: 0493-24-1818

**相続に関するご相談、
初回1時間無料です！**